

会 議 録

会議名	第4回木更津市宿泊税検討委員会		
開催日	令和8年6月5日(金)	場所	木更津市役所駅前庁舎 8階 防災室・会議室
時 間	14時00 分～14時45分		
出席者 (敬称略)	委員 五十嵐潤子 神谷啓子 佐伯浩一 葛丈夫 満間信樹 吉本弘示 市側 茅野財務部次長 重田諸税係長 鶴岡経済部次長 清水観光振興課長 河名観光振興係長 近藤観光企画係長 渡邊アドバイザー 谷川主任主事		
議 題	(1)第3回木更津市宿泊税検討委員会における意見に対する考え方について		
公開・非 公開の別	公 開	非公開理由	—
傍聴人	3人		
概 要	下記のとおり		

(概要)

議題

議題(1) 第3回木更津市宿泊税検討委員会における意見に対する考え方について

○五十嵐委員長

本日の出席委員は私を含めて6名であり、附属機関設置条例第6条第2項の規定により本委員会は成立します。それではこれより議事に入ります。

では、議題(1)について、事務局から説明をお願いします。

○谷川主任主事

第3回宿泊税検討委員会で委員の皆様からいただいた意見に対する市の考え方をご説明します。

資料2ページをご覧ください。意見1として公共施設の整備などの一般財源を浮かせるために独自課税を実施しようとしているのではないかと、また財政が健全な状況であるのになぜ独自課税を実施する必要があるのかというご意見をいただきました。

これに対する市の考え方ですが、前回の投資的経費が増加するといった趣旨の説明につきましてはあくまで本市の中期財政計画における収支見通しを背景としてご説明したものです。独自課税は一般財源を浮かせる目的ではなく観光振興の新規・拡充事業に充てる目的税として想定しています。また本市の財政指標が一定の健全性を維持していることは認識しておりますが、将来的に継続する観光資源の維持や環境負荷への対応といった一定の特化した行政コストに対応するため妥当性の審議・検討をお願いしているものであり、財政難を理由とするものではございません。

次に資料3ページをご覧ください。意見2、独自課税は税法上の課税権の乱用に当たらないのかというご意見です。

宿泊税は宿泊者の皆様に負担していただく税であるため、その用途については利便性や満足度の向上に資する、還元という視点が極めて重要であると市としても認識しています。

宿泊税は地方税法に規定された法定外目的税であり、条例で定める特定の費用に充てることができます。導入済みの他の自治体でもその多くが用途を「観光の振興を図る施策に要する費用に充てる」規定をし、総務大臣の同意を得ています。このため宿泊者への直接的な還元だけではなく、滞在環境の向上といった間接的な還元についても法的合理性はあるものと捉えております。資料4ページには宿泊税導入済み自治体の具体的な用途を例示してありますのでご確認くださいと思います。

次に資料5ページをご覧ください。意見3、効果的な事業検討のために宿泊事業者や DMO を含めた新たな組織を作るべきではないかというご意見です。

本市にはすでに木更津市観光振興計画推進委員会という附属機関がございます。令和7年3月に策定した第3次観光振興計画の振り返りと次年度への反映を行うため、現時点ではこの推進委員会において皆様からいただいた事業内容の精査などをお願いしたいと考えております。

資料6ページをご覧ください。意見4、千葉県の宿泊税導入に伴う POS レジやホテル管理システムである PMS の改修費負担が不公平ではないかというご意見です。

システム改修にかかる費用につきましては、宿泊事業者の皆様の負担が極力少なくなるよう現在千葉県において補助制度が検討されております。

資料7ページをご覧ください。意見5として新規・拡充事業のシミュレーションに対する数多くの具体的なご指摘をいただきました。

割引キャンペーンの必要性や宿泊施設等の受入れ環境整備の公平性、AI 案内板よりスマホ発信が良いなどといった様々なご意見を踏まえ検討した結果、予算配分の基本的な考え方を宿泊者向け施策に3割、宿泊事業者向け施策に3割、総合施策・マーケティングに4割と整理し、各事業に概算事業費を当てはめた結果、1人当たり50円の独自課税が妥当であるというシミュレーション結果に至りました。詳細の内訳は次のページ以降でご説明いたします。

資料8ページをご覧ください。改めて独自課税の必要性について説明させていただきます。

まず本市の観光における現状と目指す姿についてです。本市の現状として観光資源の魅力や発信力が弱い、回遊性や交通の利便性が不十分、観光人材の不足やインバウンド対応の遅れといった課題があります。これらを克服した目指す姿として、観光資源の磨き上げと受け入れ環境の整備を進め、宿泊者をはじめとする来訪者の満足度向上と観光振興の好循環を創出してまいりたいと考えております。

資料9ページをご覧ください。これらのグラフは現在の課題を解決するために必要な観光施策の積み上げと独自課税額の算出根拠を示したものです。

まず必要となる観光施策の総額は8900万円です。ここから千葉県からの交付見込額である5800万円を差し引きますと不足分は3100万円となります。この不足分3100万円を本市の年間宿泊者数である62万人で割りますと50円となります。このことから独自課税額を1人当たり50円と算出いたしました。

資料10ページをご覧ください。この財源をどのように活用するかという予算配分の考え方についてです。

先ほども触れましたとおり集客を強化して観光施策の好循環を生むため30対30対40の割合で予算を配分

します。具体的には宿泊者向け施策に30%配分し体験価値・満足度を最大化し、また来たいと思っていただく施策を、宿泊事業者向け施策に30%配分し稼ぐ力の強化、選ばれる宿となるための支援を、総合施策・マーケティングに40%配分し集客とブランド構築を行い選ばれ続ける街を目指す施策を展開してまいりたいと考えております。

それでは次のページ以降で3つの施策の事業の一例をご説明いたします。

資料11ページをご覧ください。まず宿泊者向け施策として合計2750万円を配分いたします。

金銭的インセンティブとして、宿泊者へアクアコインデジタルクーポン等を発行する宿泊者向け割引キャンペーン事業に2000万円、新たな交通インフラ構築による滞在時間の延長に500万円、そして多言語デジタルガイドや観光 QR 誘導などの利便性向上、回遊性向上に250万円を充てることを想定しています。

次に資料12ページをご覧ください。宿泊事業者向け施策として合計2800万円を配分します。

宿泊施策の安全対策や改修、バリアフリー化、インバウンド受入れ環境の整備などに対し客室数等に応じた支援を行うなど、宿泊施設等の受入れ環境整備事業に充当し、事業者の皆様の稼ぐ力を直接的に強化することを想定しています。

次に資料13ページをご覧ください。3つ目の総合施策・マーケティングとして合計3350万円を配分します。

予約・来訪から再訪・ファン化までのサイクルを回すため、最重点として DMO 運営支援事業に1800万円、効果的・効率的な PR 推進事業に460万円、MICE 誘致推進事業に950万円、そしてサイクルツーリズム推進事業に140万円をそれぞれ想定しております。

続いて資料14ページをご覧ください。全体の予算配分をまとめますと、こちらの表のとおりになります。

総額8900万円に対して宿泊者向け施策が31%、宿泊事業者向け施策が31%、総合施策・マーケティングが38%となり、先ほどご説明いたしました30対30対40の基本的な考え方に概ね沿った形での配分となります。

資料15ページをご覧ください。これらの施策を実行した先にある成果目標、KPI を例示してあります。

宿泊者側においては満足度やアクアコインデジタルクーポン利用率、再訪意向、宿泊事業者側においては平均客室単価や年間宿泊者数、事業者満足度、そして総合的には観光消費額や宿泊施設の稼働率、再訪率といったような指標をしっかりと追いかけてながら、効果検証を進めていく必要があると考えております。

説明は以上でございます。

○五十嵐委員長

事務局からの説明が終わりました。質問、ご意見ございましたら、委員の皆様お願いいたします。

○佐伯委員

11ページ、宿泊者向け施策で、滞在時間の変容・延長、新たな交通インフラ構築による滞在時間の延長、その内容として新たな交通インフラ活用事業が挙げられていますが、これは具体的にはどういうことをやるのでしょうか。

○河名観光振興係長

アクアラインの渋滞等を回避し帰宅時間を分散できるような、宿泊者の利便性向上に寄与する事業内容を想定しております。こちらはシミュレーションでございますので、具体的な内容を説明するのは難しく、あくまでも一例とはなりますが、例えばナイトクルーズですとか、夜景スポットへの移動手段の確保などが想定されます。具体的な事業内容の精査につきましては、観光振興計画推進委員会におきましてご審議いただく考えております。

○佐伯委員

これが宿泊者の利便性や満足度の向上につながるものであれば、私は意義のあるものだと感じますので、観光振興計画推進委員会できっちりと精査していただくということが非常に重要と思います。

○五十嵐委員長

この滞在時間の変容・延長の施策については、今後具体的に詰めていく中身として、満足度向上といったものを意識した上での取り組みをお願いしたいという理解でよろしいですか。

○佐伯委員

はい。

○神谷委員

第1回目の検討委員会でも質問させていただきましたが、宿泊税とは別に入湯税を木更津でも既に課税されている中で、宿泊税を新たに課税することが法的に問題はないかという質問に対して、問題はないという回答をいただきました。

改めてその点について、法的に問題がないという判断をする根拠を教えてくださいたいのと、先進自治体において入湯税と宿泊税の関係がどのように整理されているか、教えてください。

○茅野財務部次長

入湯税と宿泊税の両方を課税することにつきまして、入湯税は鉱泉浴場の利用に対し、環境衛生施設整備事業等に充てる目的で、また宿泊税は宿泊という行為に対し、観光振興や受入れ環境整備等に充てる目的で課税するものでありまして、課税対象と目的が異なるため、同一課税客体に対する二重課税には当たらないと整理しております。

京都市や金沢市などにおきましても同様の整理の下で入湯税と宿泊税の両方を課税しており、両税の併課は許容されております。従いまして、木更津市としましても問題はないと認識しております。

○葛委員

MICE 誘致策はいいが、使途に問題があるのではないかなというようなご指摘がございました。私どもの方でもいろいろと検討させていただくと共に、実際に木更津で会議を開催しようと考えている主催者、また昨年度行いました MICE ショーケースで主催者及び関係者のニーズをいろいろと伺いますと、現在計画されていますアクセスの関係のものと、それと補助金、こちらの宿泊税の使途ということに関しましては、私どもとしてはぜひこれを進めていただきたいというふうに思っておりますので、一つご意見をさせていただきます。

また質問ですが、5ページに、宿泊税の効果的な活用に関する市の考え方ということで、こちらの事業等の政策については、観光振興計画推進委員会の方で行って欲しいとされていますが、これはもともとこの観光振興計画推進委員会の中で、こういったもののPDCAを回すという内容というのは含まれていたのでしょうか。

○清水観光振興課長

観光振興計画につきましては、令和7年度から5年計画としてスタートをしており、宿泊税の関係など細かいところがすべて盛り込まれているという訳ではございません。

計画自体も短期の計画というところで、宿泊税を仮に導入となった場合のシミュレーションをいくつかお示しさせていただいて、予算配分のイメージをお伝えしたところですが、こういった新規事業というのが、まだ完全にすべて組まれているというわけではなく、また、例えば補助金については、補助金交付要綱の制定など、様々な部分の確立がこれから必要になってまいります。それを市で一方的に組み立てるのではなくて、この計画に沿った形で連動していく必要があると思いますので、計画の審議と合わせて、様々な事業等の精査をしていただきたいというところで、PDCAなども当然、計画によっては途中での変更が必要になるものもあると思いますので、計画期間内で整理をつけていきたいというところでございます。

○鶴岡経済部次長

補足をさせていただきます。委員ご質問の、観光振興計画推進委員会の委員の職務の中に本件についての検討の内容が入っているかという部分につきましては、条例で観光振興計画推進委員会の担任する事務として、「木更津市観光振興計画の策定及び推進について審議し、必要な事項を市長に答申し、又は建議すること。」と定められております。観光振興計画の中には、市の観光施策が全て含まれているという前提でございますので、本件について審議、またご検討いただくという内容が含まれているという認識でおります。

○五十嵐委員長

いずれにしても、この宿泊税を導入するということが決まった場合につきましては、その使い道に関しては観光振興計画推進委員会の方で具体的に詳細を詰めていく形になるであろうということ。そのあたりは、条例としてその任務の中に含まれているという理解ですね。

○鶴岡経済部次長

はい。

○五十嵐委員長

ほかに意見はありませんか。

(意見なし)

○五十嵐委員長

それでは事務局からのこれまでのご説明を踏まえまして、宿泊税の活用案、施策案や独自課税の導入などについて、ご意見ございましたら伺いしたいと思います。

○満間委員

前回非常にいろいろなお話をさせていただきましたが、大変よくまとめていただいたのではないかなと思っています。アクアコイン2000万円配っているのかなど、別の場での検討が必要と思う部分もありますが、まずは細部まで詰める時間はありませんので、30対30対40という一定の比率をつけられたことは大変評価できるんじゃないかなと思っています。それから、金額ありき、使いたいお金ありきで上乗せ税分を何十円かで設定されていっちゃったと思いますが、今回は50円という、これは千葉県の方の税金と合わせて、丸まった数字になります。何百何十円にはならないということはホテル側からすると大変ありがたい内容ではないかなと思っています。一方で、今後具体化していかなければいけないところというのは、使い道のところ。これは先ほどからあるとおり、観光振興推計画進委員会の方でやっていくということですので、そちらの方に場を移せばいいかなと思っています。

また、先ほど入湯税のお話が出たので、そちらも含めたお話もさせていただきます。先般、ホテル三日月では設備不具合により温泉が自噴しない状態となり、先月ようやく資金をかけて対応したのですが自噴はしませんでした。県にポンプアップの許可を取るタイミングが年2回なので、次の機会である8月までは温泉が出せず、入湯税もない状態です。この状況で約3か月が経ちましたが、温泉がないことに関するクレームはほぼありません。また入湯税は事前決済ができないため、お客様やフロントへの負担や、キャッシュレス決済の手数料負担などもあり、8月以降の再開については検討中です。

一方で、木更津市に籍を置く会社として市の財政に寄与する責務も感じていますので、温泉を再開しない可能性も踏まえて条件付きで宿泊税の独自課税に賛成しても良いかと考えています。その条件ですが、まずPMSの改修費です。事務局から一定の補助についての説明がありましたが、これは確実にお願いしたいです。また、入湯税の件でも触れましたが、徴収に事務や手数料の負担がかかっていますので、徴収手数料について考慮していただきたいと思います。それともう一つ、ツールについてです。千葉県と木更津市の宿泊税が並列している中で、お客様に簡単に説明できるようなツールをご用意いただきたいと思います。

○五十嵐委員長

条件付きで独自課税導入に賛成とのご意見をいただいたと理解しております。

条件に関しては3つ、PMS改修費を補助してほしいということと、徴収に伴う事務や手数料負担についての補償、フロントでご説明しなければいけない凡例などを簡略化していただくためのツールをしっかりと用意して欲しいという、この3点でよろしいですか。

○満間委員

はい。

○五十嵐委員長

事務局、この段階で何かご意見ございますか。

○清水観光振興課長

PMS の補助の関係と、徴収手数料の関係、そして宿泊税のツール、これら3点検討させていただいて、改めてお示しをしていきたいと考えております。

○五十嵐委員長

それでは他に、宿泊税を木更津市として導入するということについてのご意見、いかがでしょうか。

○葛委員

4ページに導入済みの自治体の例がありますが、今回、木更津市が宿泊税を導入した際に、3つの柱ということで、先ほど予算配分を説明いただきました。1つ目が宿泊者向け、2つ目が宿泊事業者向け、最後に総合政策・マーケティングとなっておりますが、導入済み事例の中に、京都市ですと文化の力を活かした価値創造、金沢市ですとまちの個性に磨きをかける歴史・伝統・文化の振興ということで、宿泊事業者以外へのサポートが出ているようですけれども、木更津市の考え方としてはそういった宿泊事業者以外の施設に対しての宿泊税の活用ということについては、特に考えていらっしゃるのか、これは例えば宿泊者向け施策の中に入っているとか、総合向けの中に入っているということなのか、あるいはそれに関しては県の方でも宿泊税を取るの、県の観光振興の促進ということでそちらの方に任せるのか、その辺の中身について、もう一度お聞かせいただけると助かります。

○清水観光振興課長

総合施策・マーケティングというところでは、これをやることで、間接的に宿泊者のためにもなるし、場合によっては宿泊事業者のためにもなる、といったものもあるかと思います。葛委員のおっしゃるとおり、県の交付金の中でやれる部分、それから上乗せ部分でやれる部分、こういったところもこれから精査する必要があるかと思えます。これはあくまでイメージで、こういったものができるというふうな理解のもとでお示ししている一例でございますので、そこはご意見を踏まえながら、今後しっかりと整理をつけていきたいというふうに思っております。

○五十嵐委員長

いずれにしても、宿泊事業者向けだけではなく、基本的には宿泊者にも恩恵があり、それ以外の来訪されるお客様にも恩恵があり、という形で整備していくというものに使われるという理解でよろしいかと思います。

他に、独自課税導入に関してのご意見がございますでしょうか。委員の皆様、よろしいですか。では、皆様ご意見ありがとうございました。

今、ご意見としてはいくつか条件も出されたほか、葛委員からの意見は全体の来訪動機につながるような政策にも力を入れていただきたいという趣旨かと思えますので、そういった導入の使途を考えるにあたっての前提みたいなものを、また別途ご検討いただいた上で、木更津市が独自課税を導入するということについては、もし皆様他にご異論がなければ、事務局にはその方向で、次回の委員会に向けて報告書案をまとめていただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

(異論なし)

○五十嵐委員長

では、基本的には独自課税を導入する方向性で、次回の具体的な報告書案に委ねたいと思いますので、本日予定されていた議題は終了とさせていただきます、これもちまして、議長の任を解かせていただきます。

第4回木更津市宿泊税検討委員会の内容について、上記のとおり確認します。

令和 8年 6月 19日

木更津市宿泊税検討委員会 委員長

五十嵐潤子